

○小牧市地域包括支援センターの運営方針並びに職員に係る
基準及び職員の員数を定める条例

平成 26 年 1 2 月 26 日
条例第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員（以下「職員」という。）に係る基準及び職員の員数等を定めるものとする。

(運営方針)

第 2 条 地域包括支援センターは、職員が協働して法第 115 条の 46 第 1 項に規定する包括的支援事業を実施することにより、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者が法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用することができるように導き、可能な限り、被保険者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の配置基準)

第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の職種及びその員数（地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1 人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

(3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であって、介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修

を修了したもの（当該研修を修了した日（以下「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者 1人

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。
- 3 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における専ら当該地域包括支援センターの職務に従事する常勤の職員の職種及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職員の配置基準とすることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	職員の配置基準
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員でない者とすることができる。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	第1項第1号に掲げる者1人及び同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平

成 1 1 年厚生省令第 3 6 号) 第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。) を修了した者(以下「平成 2 6 年度以前修了者」という。) については、平成 3 1 年 3 月 3 1 日(平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成 3 2 年 3 月 3 1 日) までの間は、小牧市地域包括支援センターの運営方針並びに職員に係る基準及び職員の員数を定める条例(以下「条例」という。) 第 3 条第 1 項第 3 号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修(介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。) を修了しているものとみなす。

3 前項の規定により条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。次項において同じ。) 以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成 2 6 年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には適用しない。

5 平成 2 6 年度以前修了者が平成 2 9 年 3 月 3 1 日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、前 3 項の規定は適用せず、その者に対する条例第 3 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同号中「介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下「修了日」という。) から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。) 」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 2 3 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者	介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であつて、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までに及び
-------------------------------	--

	同日以降 5 年を超えない期間ごとに同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの
平成 24 年度及び平成 25 年度に主任介護支援専門員研修を修了した者	介護保険法施行規則第 140 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、平成 32 年 3 月 31 日までに及び同日以降 5 年を超えない期間ごとに同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの
平成 26 年度に主任介護支援専門員研修を修了した者	介護保険法施行規則第 140 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該主任介護支援専門員研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに同号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了したもの

附 則（平成 30 年条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。